

訪問看護・精神科訪問看護  
サービス契約書  
(医療保険)

# 訪問看護・精神科訪問看護サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者様」といいます）とハローケア訪問看護ステーション緑ヶ丘（以下、「事業所」といいます）は事業所が利用者様に対して行う訪問看護サービスについて、次の通り契約します。

## 第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業所は、健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者様に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、訪問看護サービスを提供します。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は別紙記載の通りです。

## 第2条（契約開始）

- 1 この契約開始日は、\_\_\_\_\_年 月 日からとします。

## 第3条（訪問看護の内容）

- 1 事業所は、主治医の指示に基づき、利用者様の病状や日常生活の状況及び意思を踏まえて、訪問看護計画を作成し、利用者様及びそのご家族に説明します。
- 2 利用者様及びご家族の了解のもと、訪問看護計画に沿ってサービスを提供致します。
- 3 サービスの内容、利用回数等は利用者様との合意により変更できます。

## 第4条（訪問看護の利用料）

- 1 サービスに対する利用者様負担金は、サービスごとに別紙に記載する通りとします。  
なお、利用者様負担金は関係法令に基づいて決められたものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。利用様が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者様負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業所は、1ヶ月以上の期間を定めて期間満了まで利用料を支払わない場合には契約を解除する旨を催告することができます。
- 2 事業所は利用者様からの料金の支払いを受けた場合、その領収書を発行します。
- 3 事業所は利用者様に料金の変更がある場合、事前に説明し同意を得ます。
- 4 事業者は法の適応を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者様は利用料の変更に応じられない場合は、事業所に対し文書で通し、契約を解約することができます。

## 第5条（利用者様の解約権）

利用者様は、事業所に対していつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

## 第6条（事業所の解約権）

事業所は、利用者様の著しい不信行為により契約の継続が困難になった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

## 第7条（契約の終了）

次のいずれかの事項が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第4条、6条の規定により事業所から契約解除の意思表示がなされたとき
- 2 第5条の利用者様からの解約の意思表示がなされたとき
- 3 利用者様が入院もしくは入所されたとき
- 4 利用者様が死亡したとき

## 第8条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により、利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りではありません。

## 第9条（連帯保証）

連帯保証人は、本契約に基づいて生じる利用者様の一切の債務について保証し、極度額30万円を上限として連帯して履行の責を負うものとします。また、事業所と共同して利用者様の在宅生活の質の向上に努めるものとします。

## 第10条（個人情報保護）

- 1 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密・個人情報については、利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 予め文章により利用者様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

## 第11条（苦情対応）

- 1 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速且つ誠実に対応します。
- 2 事業所は、利用者様が苦情申し立てなどを行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

